

# 第126回定時株主総会

## その他の電子提供措置事項

### (交付書面省略事項)

スキルマトリックスの各項目の選定理由

会社の株式に関する事項

会社の新株予約権等に関する事項

会計監査人に関する事項

業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

連結計算書類

計算書類

監査報告書

〔自 2024年 4月 1日  
至 2025年 3月31日〕

東京都港区虎ノ門三丁目18番19号

東邦亜鉛株式会社

取締役社長 伊藤 正人

# 1. スキルマトリックスの各項目の選定理由

スキル項目	選定理由
戦略 (事業再生・企業変革)	当社は金融機関等のステークホルダーと合意のもと事業再生期間を設け、成長施策の実行と業務生産性の向上を通じて、持続的な企業価値の向上を目指しています。そのため、取締役には事業再生・企業変革の大方向となる戦略の立案・実行力が必要です。
財務・税務・資金管理・IR	当社は過去の経営判断により財務基盤を大きく損ない、株主及び資本市場から厳しい評価を受けました。再生期間においては財務規律ある経営、税務コンプライアンスの徹底、資本市場での信頼回復が重要であり、取締役にはこれらに関する知見が必要です。
調達・リサイクル	製品製造を支えるバリューチェーン上、調達は重要な機能です。当社は事業再生期間における目指す姿を「社会インフラを支えるリサイクリングのリーディングカンパニー」と定め、リサイクル比率の向上を進めてまいります。よって、取締役には調達・リサイクルに関する知見が必要です。
技術開発・生産管理	当社は品質向上と用途多様化を目指して技術開発を進めるとともに、生産工程では稼働最適化と安全性確保に取り組んでいます。取締役にはこれらを支える技術・生産管理の知見が必要です。
営業・マーケティング	当社製品は法人向けであり、営業手法の実践とニーズの把握が不可欠です。市場環境や顧客ニーズの変化に対応し、製品の魅力を適切に訴求する能力が求められるため、取締役には営業・マーケティングの見識が求められます。
IT/DX	過去においてはIT投資が不十分でしたが、再生期間においてはITインフラ整備に加え業務効率化や操業高度化を実現するためのDX推進が重要な課題です。そのため、経営を担う取締役にはIT及びDXに関する見識が求められます。
人的資本	人的資本はあらゆる企業にとって経営上の重要なテーマです。当社は、事業再生期間において事業推進に係る経営・中間管理職層人材の育成を目指しております。そのため、取締役には人的資本に関する知見が必要です。
法務コンプライアンス	全企業にとって法務コンプライアンスの遵守は経営上の重要なテーマです。さらに、当社は不採算事業の撤退など非連続的施策を進めており、法務リスク管理の重要性が増しています。取締役には、企業経営における法務コンプライアンスの知見が必要です。
ガバナンス・ESG	過去の反省から、現在は指標モニタリングや会議体整備を通じたガバナンスの強化を図るとともに、各種ステークホルダーに対する社会的責任の遂行を重視しています。そのため、取締役にはガバナンス及びESGに関する深い見識が求められます。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

### (1) 発行可能株式総数

普通株式	70,000,000株
A種優先株式	3,000,000株
B種劣後株式	18,000,000株

### (2) 発行済株式の総数

普通株式	13,585,521株 (自己株式7,764株を含む)
A種優先株式	3,000,000株
B種劣後株式	17,537,026株

### (3) 株主数

普通株式	13,904名 (前期末比616名減)
A種優先株式	6名
B種劣後株式	7名

### (4) 大株主の状況

株主名	持株数				合計株式比率
	普通株式	A種優先株式	B種劣後株式	合計株式	
投資事業有限責任組合アバンティッジパートナーズ VII号	千株	千株	千株	千株	%
JBO(AP) VII, L.P.	—	1,261	6,553	7,814	22.91
APCP VII, L.P.	—	587	3,051	3,638	10.67
CJIP(AP) VII, L.P.	—	579	3,012	3,591	10.53
株式会社辰巳商会	50	—	1,948	1,998	5.86
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,507	—	—	1,507	4.42
AP Reiwa F7-B, L.P.	—	107	560	668	1.96
AP Reiwa F7-A, L.P.	—	75	389	464	1.36
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	217	—	—	217	0.64
BNYM SA/NV FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM BE	211	—	—	211	0.62

(注) 1. 持株比率は自己株式を控除して算出しております。

2. A種優先株式には、議決権はありません。

## (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。なお、当該株式は、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式（譲渡制限付株式）であります。

区分	株式数	交付対象者数
取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	- 株	- 名

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項 (2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

## 4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

報酬等の内容	支払額(百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	
イ. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	68
ロ. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	0
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	69

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務の内容
- ・再生可能エネルギー固定価格買取制度の賦課金減免申請に関する確認業務
4. 当社の重要な子会社であるCBH Resources Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査等委員会全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任します。また、監査等委員会は会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制、監査等委員会の職務執行のため必要な事項についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### (1) 当社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、当社の取締役、執行役員及び使用人が遵守するべきコンプライアンス・マニュアル等、コンプライアンスに関する規程を制定、運用、点検するとともに、取締役、執行役員及び使用人の法令、定款遵守状況の監査を有効に実施するなどコンプライアンスの充実、強化に努める。
- ② 当社は、コンプライアンスに関する役員を任命するほか、社長を企業倫理委員会委員長に指名し、委員長は、原則として年に一度、企業倫理委員会を開催するとともに、当社のコンプライアンスの取り組み、運営状況を取締役会へ報告、周知する。
- ③ 企業倫理委員会は、コンプライアンス室と連携して当社のコンプライアンスの取り組みを統括し、グループ内通報制度の運営並びに取締役、執行役員及び使用人全体の教育等を行う。
- ④ 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決し、違法、不当な要求には応じないことを基本方針として定め、反社会的勢力に対しては、所轄警察署、顧問弁護士等とも連携し、組織的に対応する。

### (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会及び経営会議の議事録その他取締役の職務の執行に関わる重要な記録、文書等については、法令、定款及び文書規程に基づき、適切に作成、保存及び管理を行う。

### (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、当社の損失の危険を管理するために、重要事項については、法令、定款及び社内規程等に基づき取締役会及び経営会議その他の当該案件の決定機関において厳正な事前審査を実施し、リスクの把握及び顕在化防止に努める。
- ② 当社は、事業活動に伴う多様なリスクの管理及び損失の予防を行うため、危機管理委員会、市場リスク管理委員会、環境管理委員会、安全衛生委員会、品質保証委員会、情報セキュリティ管理委員会、RSC (Responsible Supply Chain) 委員会、気候変動対策委員会といった全社横断的な組織を設置する。

- ③ 社長を危機管理委員会委員長に指名し、危機管理委員会を開催する。危機管理委員会においては、危機管理体制整備の進捗状況を各委員へ報告、周知し、危機管理マニュアル等、損失の危険の管理に関する規程に基づき迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。
- ④ 当社は、社長直轄の組織である市場リスク管理委員会を原則として月1回開催し、市場リスクを定量的に把握し適切に管理することで収益の安定化を図る。

#### **(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 当社の取締役会は、当社の経営計画及びその執行方針を決定し、その達成に向けて各部署に対し経営資源、権限の適切な配分を行い、業務の執行状況を監督する。その体制は、意思決定を迅速に行い得る当社の事業規模に見合った適正な構成とする。また、取締役は、当社に関する経営の意思決定の迅速化、監督機能の強化等、経営の効率化を図る。
- ② 当社は執行役員制度を採用し、業務執行権限を執行役員へ委譲して執行責任を明確にするとともに、執行役員を構成員とする経営会議を設置（原則として、月1回以上開催）し、業務の執行に関する個別経営課題を実務的な観点から協議する。経営会議には必要に応じて取締役も出席し、情報交換の円滑化を図る。

#### **(5) 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 当社の子会社の取締役の職務の執行等に係る事項の当社への報告に関する体制
  - ・当社は、当社が定めるグループ会社管理規程に基づき、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、必要に応じて当社への報告を求める。
- ② 当社の子会社の損失の危険に関する規程その他の体制
  - ・当社は、当社が定める危機管理マニュアルに基づき、子会社のリスクの把握を行うとともに、リスクの管理状況につき定期的または都度報告を受ける。
- ③ 当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・当社は、各子会社について当社内の主管部を定め、当該部署が、子会社の事業内容、規模、その他の状況に応じて助言、指導を行うことを通じて、子会社の取締役の職務の執行の効率性の向上を図る。
- ④ 当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・当社は、当社が定める東邦亜鉛グループ行動指針を、子会社の全取締役及び使用人に周知徹底し、コンプライアンスの推進に努める。

**(6) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- ① 監査等委員会は、その職務を補助すべき使用人に対し、補助者として監査業務の補助を行うよう命令できるものとする。
- ② 上記の監査補助業務については、補助者の指揮命令権は監査等委員会に移譲されたものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令は及ばないものとする。補助者の人事に関する事項のうち異動、考課、懲罰については監査補助業務の実効性を妨げるものにならないよう留意するものとする。

**(7) 当社の監査等委員会への報告に関する体制**

- ① 当社及び当社の子会社の取締役、執行役員及び使用人は、その分掌する業務に関連して次に定める事項があることを知った場合は、法令その他コンプライアンス・マニュアル等、社内規程に定める方法により、直接またはコンプライアンス室を通じ当社の監査等委員会へ速やかに適切な報告を行う。また、監査等委員会から業務に関する報告を求められた場合も同様とする。
  - ・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
  - ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び使用人の職務の執行に関する不正行為
  - ・法令、定款に違反する事実
  - ・当社の重要な会議の開催予定等
- ② 監査等委員会へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

**(8) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査等委員は、取締役会、経営会議等の重要な会議や各種委員会に出席するとともに、監査等委員の職務を執行するために必要な情報を共有する。
- ② 監査等委員会は代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。
- ③ 監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当社が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認めた場合を除き、速やかにその費用または債務を処理する。

## (9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するために、金融商品取引法及びその他関連法令等の定めるところに適合した内部統制システムを整備するとともに、内部統制が適正に機能することを継続的に評価し、必要に応じて是正を行う。

### 【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

#### ① コンプライアンスについて

- ・コンプライアンス体制の維持、向上を図り、その啓蒙活動を推進するため、社長を委員長とする企業倫理委員会を1回開催しました。また、法令、定款、社内規程を遵守し、企業倫理を尊重した行動ができるよう定めた「東邦亜鉛グループ行動指針」を記載した携行カードを当社及び当社の子会社の役員、従業員に配布し、その周知、徹底に努めたほか、継続的なコンプライアンス教育を実施しております。

#### ② 損失の危険の管理について

- ・重要事項について、当該案件の決定機関において厳正な事前審議を実施し、リスクの把握及び顕在化防止に努めました。また、企業経営に重大な影響を及ぼすさまざまな危機に的確に対応し、企業が永続的に健全な発展を続けるため、社長を委員長とする危機管理委員会を開催し、全社的な危機要因の洗い出しと把握を行いました。
- ・市場リスク管理委員会を毎月開催し、金属相場の変動リスクを定量的に把握し、その管理について議論しました。
- ・環境管理委員会を毎月開催し、環境規制の動向並びに環境に関するリスク及び課題の報告と確認等を行いました。
- ・安全衛生委員会を毎月開催し、安全衛生に関する規制の動向並びに安全に関するリスク及び課題の報告と確認等を行いました。
- ・品質保証委員会を毎月開催し、当社製品の品質について報告と確認等を行いました。
- ・情報セキュリティ管理委員会を開催し、情報セキュリティの管理状況及び近年のサイバー攻撃動向について報告を行いました。
- ・RSC委員会を開催し、原料鉱物のサプライチェーンにおける責任ある鉱物調達に関するリスク及び課題と対処について議論しました。
- ・気候変動対策委員会を開催し、当社の事業における気候変動に関するリスクや機会の洗い出し及び情報開示等について検討しました。

③ 子会社の経営管理について

- ・「グループ会社管理規程」に基づき、連結子会社から内部統制に関する報告書を徴求し、グループの内部統制の強化に努めたほか、毎月の経営会議への報告資料を作成するため、決算書類の提出を受けております。また、毎月の取締役会・経営会議において、全グループ会社の年度予算・決算の報告、重要な意思決定の有無・内容等を網羅的にモニターするシステムを構築し、主管部のグループ会社に対する統治機能を高める施策を講じております。

④ 監査等委員会の職務の執行について

- ・当社の監査等委員会は監査計画に基づき監査を行うとともに、取締役会、経営会議及びその他重要な会議への出席を通じて、報告を受けております。また、これら会議の議事録や業務執行に係る重要文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めてことで、健全な経営体制と効率的な運用を図るための助言を行いました。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて、比率は、表示単位未満の端数を四捨五入しております。

なお、同記載金額には、消費税等は含まれておりません。

## 連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>〔資産の部〕</b>		<b>〔負債の部〕</b>	
<b>流動資産</b>	<b>74,896</b>	<b>流動負債</b>	<b>23,040</b>
現金及び預金	20,979	支払手形及び買掛金	6,974
受取手形、売掛金及び契約資産	9,816	1年内返済予定の長期借入金	11,010
電子記録債権	499	リース債務	11
商品及び製品	11,719	未払法人税等	452
仕掛品	14,676	未払費用	2,499
原材料及び貯蔵品	11,507	その他	2,090
その他の	5,697	<b>固定負債</b>	<b>66,176</b>
貸倒引当金	△0	長期借入金	62,500
<b>固定資産</b>	<b>24,402</b>	リース債務	6
<b>有形固定資産</b>	<b>21,448</b>	再評価に係る繰延税金負債	3,314
建物及び構築物	3,548	退職給付に係る負債	106
機械装置及び運搬具	4,073	金属鉱業等鉱害防止引当金	42
鉱業用地	15	資産除去債務	29
土地	13,317	その他の	176
リース資産	17	<b>負債合計</b>	<b>89,216</b>
建設仮勘定	261	<b>〔純資産の部〕</b>	
その他の	214	<b>株主資本</b>	<b>△457</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>49</b>	資本	18,380
鉱業権	4	剰余金	13,616
その他の	45	利益剰余金	△32,432
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,905</b>	自己株式	△22
投資有価証券	156	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>10,539</b>
退職給付に係る資産	1,982	その他有価証券評価差額金	0
繰延税金資産	440	繰延ヘッジ損益	△401
その他の	4,903	土地再評価差額金	6,577
貸倒引当金	△4,578	為替換算調整勘定	3,378
<b>資産合計</b>	<b>99,299</b>	退職給付に係る調整累計額	984
		<b>純資産合計</b>	<b>10,082</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>99,299</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

( 2024 年 4 月 1 日から )  
( 2025 年 3 月 31 日まで )

(単位 : 百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		126,267
売 上 原 価		113,070
売 上 総 利 益		13,196
販売費及び一般管理費		7,571
営 業 利 益		5,625
営 業 外 収 益		
受取利息	45	
受取配当金	28	
補助金収入	240	
貯蔵品売却益	143	
その他	503	961
営 業 外 費 用		
支払利息	1,510	
為替差損	616	
債務保証損失	308	
その他	463	2,898
経 常 利 益		3,689
特 別 利 益		
固定資産売却益	48	
投資有価証券売却益	212	
関係会社株式売却益	2,726	
その他	20	3,007
特 別 損 失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	175	
減損損失	7,678	
投資有価証券売却損	213	
関係会社株式売却損	682	
事業再編損	419	
その他	10	9,180
税金等調整前当期純損失		2,483
法人税、住民税及び事業税	523	
法人税等調整額	△1,549	△1,025
当 期 純 損 失		1,458
親会社株主に帰属する当期純損失		1,458

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

( 2024 年 4 月 1 日から )  
( 2025 年 3 月 31 日まで )

(単位 : 百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	14,630	9,863	△32,907	△22	△8,435
当期変動額					
新株の発行	3,750	3,750			7,500
親会社株主に帰属する当期純損失			△1,458		△1,458
自己株式の取得			1,932	△0	△0
土地再評価差額金の取崩		3			1,932
譲渡制限付株式報酬					3
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	3,750	3,753	474	△0	7,978
当期末残高	18,380	13,616	△32,432	△22	△457

	その他の包括利益累計額						純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	170	△1,541	8,610	2,857	1,045	11,141	2,705
当期変動額							
新株の発行							7,500
親会社株主に帰属する当期純損失							△1,458
自己株式の取得							△0
土地再評価差額金の取崩							1,932
譲渡制限付株式報酬							3
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△170	1,140	△2,032	521	△60	△602	△602
当期変動額合計	△170	1,140	△2,032	521	△60	△602	7,376
当期末残高	0	△401	6,577	3,378	984	10,539	10,082

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の数及び連結子会社の名称

- ・連結子会社の数 11社（前連結会計年度14社）
- ・主要な連結子会社の名称  
東邦契島製錬(株)  
(株)ティーディーアイ  
安中運輸(株)  
契島運輸(株)  
東邦キャリア(株)  
(株)中国環境分析センター<sup>1</sup>  
CBH Resources Ltd.

従来、連結子会社であったCobar Operations Pty Ltd.、Endeavor Operations Pty Ltd.及びBroken Hill Operations Pty Ltd.（いずれもCBH Resources Ltd.の子会社）は、その全保有株式を譲渡したため、当連結会計年度において連結の範囲から除外しております。

##### ② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 東邦亜鉛香港有限公司
- ・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社（4社）は、いずれも総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等において重要性が乏しく、連結計算書類に与える影響が少ないという理由によります。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数  
該当事項はありません（前連結会計年度1社）。

##### ② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称 東邦亜鉛香港有限公司
- ・持分法を適用していない理由

非連結子会社（4社）は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないためこれらの会社に対する投資については、持分法を適用せず原価法によっております。

また、従来、持分法適用関連会社であったAbra Mining Pty Ltd.は、豪州会社法に基づく任意管理手続（Voluntary Administration）開始に伴い、同社に対する実質的な影響力がなくなったことにより当社の関連会社に該当しなくなつたた

め、当連結会計年度において持分法適用の範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちCBH Resources Ltd.等5社の決算日は12月31日であります。

連結計算書類作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に発生した連結会社間の重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は連結決算日と同一であります。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2) デリバティブ

時価法

3) 棚卸資産

主として商品、製品、半製品、仕掛品及び原材料については先入先出法（一部移動平均法）による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）、貯蔵品については移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法によっております。

2) 無形固定資産（リース資産を除く）

鉱業権

主として生産高比例法により償却しております。

その他

主として定額法によっております。なお、ソフトウエア（自社利用分）については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4) 長期前払費用

均等償却をしております。

③ 重要な引当金の計上基準

1) 貸倒引当金

売上債権・貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

2) 金属鉱業等鉱害防止引当金

金属鉱業等鉱害対策特別措置法に規定する特定施設の使用終了後における鉱害防止費用の支出に備えるため、同法第7条第1項の規定により石油天然ガス・金属鉱物資源機構に積立てることを要する金額相当額を計上しております。

3) 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、今後発生が見込まれるPCB廃棄物の処理費用に充てるため、その所要見込額を計上しております。また、土地改良事業に係る費用の支出に充てるため、その所要見込額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

2) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

3) 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

4) 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

## ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

### 1) 製鍊

同事業においては主に亜鉛、鉛、銀などの非鉄金属製品の販売を行っております。収益の認識時点については、物品に対する支配が顧客に移転した時点で履行義務が充足されるものであり、引渡し時点で収益を計上しております。これらの製品の販売による収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しております。取引の対価は履行義務を充足してから主として6ヵ月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

### 2) 環境・リサイクル

同事業においては主に酸化亜鉛などの販売を行っております。収益の認識時点については、物品に対する支配が顧客に移転した時点で履行義務が充足されるものであり、引渡し時点で収益を計上しております。これらの製品の販売による収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しております。取引の対価は履行義務を充足してから主として6ヵ月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

### 3) 資源

同事業においては亜鉛精鉱、鉛・銀精鉱の販売を行っております。収益の認識時点については、物品に対する支配が顧客に移転した時点で履行義務が充足されるものであり、引渡し時点で収益を計上しております。これらの製品の販売による収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しております。取引の対価は履行義務を充足してから主として6ヵ月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

### 4) 電子部材・機能材料

同事業は電子部品、プレーティング（メッキ）製品、電解鉄、機器部品などの販売を行っております。収益の認識時点については、物品に対する支配が顧客に移転した時点で履行義務が充足されるものであり、引渡し時点で収益を計上しております。なお、一部の製品においては、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の国内の販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。これらの製品の販売による収益は、原則、顧客との契約に係る取引価格で測定しております。当社グループが支配を獲得していないと判断した有償支給品を使用した製品については、顧客との契約に係る取引価格から有償支給品に係る金額を控除して測定しております。取引の対価は履行義務を充足してから主として6ヵ月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

## 5) その他

防音建材製品の販売や、土木・建築・プラントエンジニアリング事業などから構成されます。防音建材製品の収益の認識時点については、物品に対する支配が顧客に移転した時点で履行義務が充足されるものであり、引渡し時点で収益を計上しております。これらの製品の販売による収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しております。取引の対価は履行義務を充足してから主として6ヵ月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。土木・建築・プラントエンジニアリング事業の収益の認識時点については、履行義務は一定期間にわたり充足される履行義務であり、契約期間にわたる工事の進捗に応じて充足されるものであります。よって同事業においては工事の進捗度に応じて収益を計上しております。なお、進捗度の測定は、発生原価が履行義務の充足における企業の進捗度に寄与及び概ね比例していると考えられることから、発生原価に基づくインプット法によっております。これらの工事による収益は、顧客との請負工事契約に係る取引価格で測定しております。取引の対価は、契約条件に従い、概ね履行義務の進捗に応じて段階的に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

## ⑥ 重要なヘッジ会計の方法

### 1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。また、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

### 2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- a ヘッジ手段 …… 金属先渡取引  
ヘッジ対象 …… 國際相場の影響を受ける原料・製品等
- b ヘッジ手段 …… 金利スワップ  
ヘッジ対象 …… 借入金利息
- c ヘッジ手段 …… 為替予約取引  
ヘッジ対象 …… 為替相場の影響を受ける製品

### 3) ヘッジ方針

原料・製品等の価格変動リスク、金利変動リスク及びキャッシュ・フロー変動リスクの低減のためヘッジを行っております。

### 4) ヘッジの有効性評価の方法

金属先渡取引及び為替予約取引については、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動の累計を比較する方法等により、ヘッジの有効性を判定しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

## 2. 会計方針の変更

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。) 等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。) 第65－2項（2）ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

## 3. 表示方法の変更

該当事項はありません。

#### 4. 会計上の見積りに関する注記

##### (1) 繰延税金資産の回収可能性

###### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前）	1,095

###### ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。当該判断は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性のいずれかを満たしているかどうかにより判断しております。

収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性を判断するにあたっては、一時差異等の解消見込年度及び繰戻・繰越期間における課税所得を見積っております。

将来の課税所得の見積りに使用した将来の事業計画の主要な仮定は、金属相場や為替相場といった市況の状況及び販売数量などに関する情報であります。

当該見積り及び当該仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

##### (2) 退職給付債務の算定

###### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
退職給付に係る資産（東邦亜鉛）	1,982

###### ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループには、確定給付制度を採用している会社が存在します。確定給付制度の退職給付債務及び関連する勤務費用は、数理計算上の仮定を用いて退職給付見込額を見積り、割り引くことにより算定しております。数理計算上の主要な仮定は、割引率及び年金資産の期待運用收益率であり、割引率は年度末時点における長期国債の利回りを基に決定しております。年金資産の期待運用收益率は保有している年金資産のポートフォリオや過去の運用実績、運用方針及び市場の動向等を基に決定しております。

主要な仮定である割引率及び長期期待運用收益率について、将来の不確実な経済条

件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する退職給付に係る資産、退職給付に係る負債及び退職給付費用の金額に重要な影響を与える可能性があります。

### (3) 亜鉛製錬事業における固定資産の減損

#### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
有形固定資産及び無形固定資産	4,596
減損損失	7,383

#### ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社の事業用資産の資産グループは、管理会計上の区分ごとにグルーピングしております。減損の兆候がある資産グループについては減損損失を認識するかどうかを判定し、減損損失を認識すべきと判定した場合には帳簿価額を回収可能価額まで減額して減損損失を計上しております。回収可能価額は使用価値または正味売却価額のいずれか高い方の金額により測定しております。

当社グループは、「連結注記表12. 減損損失に関する注記」に記載のとおり、当連結会計年度において減損損失（7,678百万円）を計上しており、このうち7,383百万円は亜鉛製錬事業に係る固定資産において計上されたものであります。回収可能価額は正味売却価額により算定しており、その算定における主要な仮定は、不動産については不動産鑑定士による鑑定評価額に基づいており、土地の比準価格、建物の再調達原価、土地及び建物の一体としての減価率などであります。また、動産については外部専門家による評価額に基づいており、対象資産における売却見込額であります。

当該見積り及び当該仮定について、将来の市況の変化等により見直しが必要となつた場合、翌連結会計年度の連結計算書類において追加の減損損失（特別損失）が発生する可能性があります。

## 5. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保資産及び担保付債務

#### ① 担保資産

建物及び構築物	1,546百万円
機械装置及び運搬具他	1,871百万円
土地	8,737百万円
計	12,155百万円

(注) 上記資産には銀行取引に係る根抵当権（極度額1百万円）が設定されております。

#### ② 担保付債務

1年内返済予定の長期借入金	469百万円
長期借入金	4,693百万円
計	5,162百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 37,573百万円

### (3) 財務制限条項

当社における長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）73,511百万円については、財務制限条項が付されており、次のいずれかの条項に抵触した場合、当該借入金について期限の利益を喪失する可能性があります。なお、当連結会計年度末において、財務制限条項に抵触している事実はありません。

- ① 2025年3月期以降、当該決算期末日における連結の貸借対照表における純資産の金額が、2024年に策定した事業再生計画上の当該決算期末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額の50%を下回った場合において、当該決算公表後1ヵ月以内に、改善施策について全協定債権者の承認を得られないこと。
- ② 2025年3月末日を初回とし、各暦月末日における連結の貸借対照表における現金及び預金の合計額に、三菱UFJ銀行との貸出コミットメント契約の未使用貸付極度額を加算した金額を8,500百万円以上に維持すること。
- ③ 2025年3月期以降、各連結会計年度の連結の損益計算書における経常利益を正の数値に維持し、これを二期連続で損失としないこと。

(4) 保証債務等

① 保証債務

該当事項はありません。

② 偶発債務

(非鉄スラグ)

当社安中製錬所が過去に出荷した非鉄スラグの一部において、土壤汚染対策法の土壤環境基準を超過したこと並びに当社の管理不足により不適切な使用・混入がなされた可能性のあることが、調査の結果判明いたしました。今後も、当該非鉄スラグを回収、撤去するための費用負担が発生する可能性がありますが、現時点では連結計算書類に与える影響額を合理的に見積もることは困難であります。

(5) 土地再評価法の適用

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日改正）に基づき事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

「土地の再評価に関する法律」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に定める再評価の方法については、土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算定する方法により算出しております。

再評価を行った年月日 2000年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価が  
再評価後の帳簿価額を下回った場合の差額 1,502百万円

(6) 国庫補助金等による固定資産圧縮記帳額

国庫補助金等による圧縮記帳額は53百万円であり、連結貸借対照表計上額（土地）はこの圧縮記帳額を控除しております。

## 6. 連結損益計算書に関する注記

### 特別損失に関する事項

#### ① 減損損失

減損損失については、「連結注記表12. 減損損失に関する注記」に記載のとおりです。

#### ② 事業再編損

事業再編損は、当社の亜鉛製錬事業の再編による希望退職制度の実施に伴う割増退職金や再就職支援費用等を計上したことによるものであります。

## 7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	13,585千株	－千株	－千株	13,585千株
A種優先株式	－千株	3,000千株	－千株	3,000千株
B種劣後株式	－千株	17,537千株	－千株	17,537千株
合 計	13,585千株	20,537千株	－千株	34,122千株

- (注) 1. A種優先株式の発行済株式総数の増加3,000千株は、第三者割当による増加であります。  
2. B種劣後株式の発行済株式総数の増加17,537千株は、第三者割当による増加であります。

### (2) 剰余金の配当に関する事項

#### 配当金支払額

- ① 2024年6月27日開催の第125回定時株主総会決議による配当に関する事項  
該当事項はありません。
- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの  
該当事項はありません。

### (3) 当連結会計年度末における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、各社の与信管理規程等に沿ってリスク低減を図っております。

また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
1) 投資有価証券	83	83	—
資産計	83	83	—
2) 長期借入金 (* 3)	73,511	73,447	△63
負債計	73,511	73,447	△63
デリバティブ取引 (* 4)	(578)	(578)	—

(\* 1) 「現金及び預金」「受取手形、売掛金及び契約資産」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」「コマーシャル・ペーパー」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\* 2) 市場価格のない株式等は、「1) 投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（百万円）
非上場株式	73

(\* 3) 1年内返済予定の長期借入金については、長期借入金に含めております。

(\* 4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価				合計
	レベル1	レベル2	レベル3		
投資有価証券					
その他有価証券					
株式	83	—	—	—	83
デリバティブ取引					
商品関連	—	—	—	—	—
資産計	83	—	—	—	83
デリバティブ取引					
商品関連	—	△578	—	—	△578
負債計	—	△578	—	—	△578

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価				合計
	レベル1	レベル2	レベル3		
長期借入金	—	73,447	—	—	73,447
負債計	—	73,447	—	—	73,447

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 投資有価証券

上場株式の時価は取引所の価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

#### デリバティブ取引

- 1) 通貨関連 これらの時価については、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。
- 2) 商品関連 これらの時価については、取引先等から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 長期借入金

これらの時価は、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 9. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	製鍊	環境・リサイクル	資源	電子部材・機能材料	計		
亜鉛製品	29,077	—	—	—	29,077	—	29,077
鉛製品	32,298	—	—	—	32,298	—	32,298
電気銀	37,419	—	—	—	37,419	—	37,419
硫酸	1,147	—	—	—	1,147	—	1,147
環境・リサイクル製品	—	6,189	—	—	6,189	—	6,189
鉱石販売等	—	—	6,489	—	6,489	—	6,489
電子部品	—	—	—	1,741	1,741	—	1,741
電解鉄	—	—	—	1,750	1,750	—	1,750
防音建材	—	—	—	—	—	84	84
土木・建築・プラントエンジニアリング	—	—	—	—	—	1,917	1,917
その他	11,094	—	—	1,109	12,204	1,852	14,056
顧客との契約から生じる収益	111,037	6,189	6,489	4,601	128,318	3,854	132,172
その他の収益	△6,068	164	△0	—	△5,904	—	△5,904
外部顧客への売上高	104,968	6,353	6,489	4,601	122,413	3,854	126,267

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、防音建材、土木・建築・プラントエンジニアリング、運輸、環境分析等を含んでおります。  
2. その他の収益は、「金融商品に関する会計基準」に基づくデリバティブ取引により生じる収益等が含まれております。

### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (4) 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権	10,266
契約資産	50
契約負債	262

契約資産は、土木・建築・プラントエンジニアリング事業における顧客との工事請負契約について、当連結会計年度末日時点で一定期間にわたる収益を認識したもの、未請求の連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該工事請負契約に関する対価は、契約条件に従い、概ね履行義務の進捗に応じて段階的に受領しております。

契約負債は、主に各事業における販売に対する前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は106百万円であります。また、過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益(主に、取引価格の変動)の額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。当該履行義務は、土木・建築・プラントエンジニアリング事業における請負工事に関するものであり、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	1,020
1年超2年以内	176
合計	1,196

当連結会計年度末において、請負工事に係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は1,196百万円です。当社は、当該残存履行義務について、当該工事が完成するにつれて、今後15ヵ月の間で収益を認識することを見込んでおります。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 521円60銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 101円20銭 |

## 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 12. 減損損失に関する注記

当連結会計年度において以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失
群馬県安中市	亜鉛製鍊事業資産	土地、建物及び構築物、機械装置及び運搬具、その他	7,383百万円
群馬県藤岡市	電子部品事業資産	機械装置及び運搬具、建設仮勘定、その他	295百万円

当社の資産グループは、事業用資産においては管理会計上の区分ごとに、遊休・休止資産については個別単位でグルーピングしております。

「製鍊」セグメントにおいて、当社の事業再生計画の一環として、高コストな事業構造となっている亜鉛製鍊事業の主要設備を停止し、各種メタルの製品加工業及び亜鉛ダスト処理を中心とした金属リサイクル事業へ再編することを、2024年12月18日開催の取締役会において意思決定しました。これに伴い、亜鉛製鍊事業に係る資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は正味売却価額により算定しており、不動産については不動産鑑定士による鑑定評価額、動産については外部専門家による評価に基づいた売却見込額であります。

また、「電子部材・機能材料」セグメントにおける製造設備の一部について、遊休・休止資産となっており今後の稼働も見込めないことから、当該固定資産に係る帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は正味売却価額により算定しており、備忘価額により評価しております。

# 貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>[資産の部]</b>		<b>[負債の部]</b>	
<b>流動資産</b>	<b>69,893</b>	<b>流動負債</b>	<b>21,625</b>
現金及び預金	17,074	買掛金	6,812
受取手形	132	1年内返済予定の長期借入金	11,010
電子記録	487	一時預金	0
売掛商品	9,189	未払費用	682
仕掛品	11,351	未払法人税	2,266
原材料及び貯蔵品	14,214	未払法人税	153
前渡	11,031	前受収	93
前払費用	4,694	の債	0
未収入金	65	固定負債	605
関係会社短期貸付	534	長期借入金	65,880
その他の貸倒引当金	750	長期預金	62,500
	368	再評価に係る繰延税金負債	72
	△0	環境対策引当金	3,251
<b>固定資産</b>	<b>22,335</b>	資産除去債務	18
<b>有形固定資産</b>	<b>16,113</b>	の債	21
建物	925	の合計	16
構築物	1,035	<b>負債合計</b>	<b>87,506</b>
機械及び装置	1,865		
車両及びその他の陸上運搬工具	69	<b>[純資産の部]</b>	
工具、器具及び備品	99	株主資本	△1,507
鉱業用	15	資本金	18,380
土	12,039	資本剰余金	13,616
建物	63	資本準備金	10,700
設仮勘定	32	その他資本剰余金	2,916
<b>無形固定資産</b>	<b>4</b>	利益剰余金	△33,483
鉱業	21	その他利益剰余金	△33,483
ソフトウエア	2	固定資産圧縮積立金	1
施設利用	3	繰越利益剰余金	△33,484
その他の権利		自己株式	△22
<b>投資その他の資産</b>	<b>6,189</b>	評価・換算差額等	<b>6,230</b>
投資有価証券	76	その他有価証券評価差額金	0
関係会社出資	4,805	繰延ヘッジ損益	△401
破産更生前払費用	3	土地再評価差額金	6,631
長期預延税金	7,740	純資産合計	<b>4,723</b>
その他の資産	49		
	547		
	598		
	117		
	△7,748		
<b>資産合計</b>	<b>92,229</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>92,229</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2024年4月1日から)  
(2025年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額
売 上 高	119,534
売 上 原 価	110,991
売 上 総 利 益	8,542
販売費及び一般管理費	5,236
営 業 利 益	3,306
営 業 外 収 益	
受取利息	219
受取配当金	366
補助金収入	164
貯蔵品売却益	143
その他	178
	1,073
営 業 外 費 用	
支払利息	939
為替差損	617
債務保証損失	308
その他	327
	2,192
経 常 利 益	2,187
特 別 利 益	
固定資産売却益	5
投資有価証券売却益	988
関係会社事業損失引当金戻入額	9,680
その他	20
	10,695
特 別 損 失	
固定資産除却損	103
減損損失	7,678
投資有価証券売却損	213
事業再編損	419
関係会社株式評価損	9,358
その他	10
	17,784
税引前当期純損失	4,901
法人税、住民税及び事業税	18
法人税等調整額	△1,453
当 期 純 損 失	△1,435
	3,466

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

( 2024 年 4 月 1 日から )  
( 2025 年 3 月 31 日まで )

( 単位 : 百万円 )

資本金	株主資本								
	資本剩余额			利益剩余额			自己株式	株主資本合計	
	資本準備金	その他 資本剩余额	資本剩余额 合計	その他利益剩余额	固定資産 圧縮積立金	利益剩余额 合計			
当期首残高	14,630	6,950	2,913	9,863	2	△31,951	△31,949	△22	△7,477
当期変動額									
新株の発行	3,750	3,750		3,750	△0	0	△3,466	△3,466	7,500
固定資産圧縮積立金の取崩									—
当期純損失									△3,466
自己株式の取得								△0	△0
譲渡制限付株式報酬									3
土地再評価差額金の取崩									1,932
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	3,750	3,750	3	3,753	△0	△1,532	△1,533	△0	5,970
当期末残高	18,380	10,700	2,916	13,616	1	△33,484	△33,483	△22	△1,507

	評価・換算差額等					純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	170	△1,537	8,604	7,237		△240
当期変動額						
新株の発行						7,500
固定資産圧縮積立金の取崩						—
当期純損失						△3,466
自己株式の取得						△0
譲渡制限付株式報酬						3
土地再評価差額金の取崩						1,932
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△169	1,135	△1,972	△1,006		△1,006
当期変動額合計	△169	1,135	△1,972	△1,006		4,963
当期末残高	0	△401	6,631	6,230		4,723

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

##### ② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

#### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

#### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として商品、製品、半製品、仕掛品及び原材料については先入先出法（一部移動平均法）による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）、貯蔵品については移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### (4) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### ④ 長期前払費用

均等償却をしております。

## (5) 引当金の計上基準

### ① 貸倒引当金

売上債権・貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### ② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

また、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

なお、当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過しているため、「前払年金費用」として「投資その他の資産」に計上しております。

### ③ 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、今後発生が見込まれるPCB廃棄物の処理費用に充てるため、その所要見込額を計上しております。また、土地改良事業に係る費用の支出に充てるため、その所要見込額を計上しております。

## (6) 重要な収益及び費用の計上基準

### ① 製鍊

同事業においては主に亜鉛、鉛、銀などの非鉄金属製品の販売を行っております。収益の認識時点については、物品に対する支配が顧客に移転した時点で履行義務が充足されるものであり、引渡し時点で収益を計上しております。これらの製品の販売による収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しております。取引の対価は履行義務を充足してから主として6ヵ月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

### ② 環境・リサイクル

同事業においては主に酸化亜鉛などの販売を行っております。収益の認識時点については、物品に対する支配が顧客に移転した時点で履行義務が充足されるものであり、引渡し時点で収益を計上しております。これらの製品の販売による収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しております。取引の対価は履行義務を充足してから主として6ヵ月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

③ 資源

同事業においては亜鉛精鉱、鉛・銀精鉱の販売を行っております。収益の認識時点については、物品に対する支配が顧客に移転した時点で履行義務が充足されるものであり、引渡し時点で収益を計上しております。これらの製品の販売による収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しております。取引の対価は履行義務を充足してから主として6ヵ月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

④ 電子部材・機能材料

同事業は電子部品、プレーティング（メッキ）製品、電解鉄、機器部品などの販売を行っております。収益の認識時点については、物品に対する支配が顧客に移転した時点で履行義務が充足されるものであり、引渡し時点で収益を計上しております。なお、一部の製品においては、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の国内の販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。これらの製品の販売による収益は、原則、顧客との契約に係る取引価格で測定しております。当社グループが支配を獲得していないと判断した有償支給品を使用した製品については、顧客との契約に係る取引価格から有償支給品に係る金額を控除して測定しております。取引の対価は履行義務を充足してから主として6ヵ月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

⑤ その他

防音建材製品の販売などを行っております。収益の認識時点については、物品に対する支配が顧客に移転した時点で履行義務が充足されるものであり、引渡し時点で収益を計上しております。これらの製品の販売による収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しております。取引の対価は履行義務を充足してから主として6ヵ月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

継延ヘッジ処理によっております。また、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

a ヘッジ手段 …… 金属先渡取引

ヘッジ対象 …… 國際相場の影響を受ける原料・製品等

b ヘッジ手段 …… 金利スワップ

ヘッジ対象 …… 借入金利息

③ ヘッジ方針

原料・製品等の価格変動リスクの回避及び金利変動リスクの低減のためヘッジを行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

金属先渡取引については、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動の累計を比較する方法等により、ヘッジの有効性を判定しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

(8) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

## 2. 会計方針の変更

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

#### (1) 繰延税金資産の回収可能性

##### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前）	778

##### ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。当該判断は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性のいずれかを満たしているかどうかにより判断しております。

収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性を判断するにあたっては、一時差異等の解消見込年度及び繰戻・繰越期間における課税所得を見積っております。

将来の課税所得の見積りに使用した将来の事業計画の主要な仮定は、金属相場や為替相場といった市況の状況及び販売数量などに関する情報であります。

当該見積り及び当該仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 亜鉛製鍊事業における固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
有形固定資産及び無形固定資産	4,596
減損損失	7,383

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社の事業用資産の資産グループは、管理会計上の区分ごとにグルーピングしております。減損の兆候がある資産グループについては減損損失を認識するかどうかを判定し、減損損失を認識すべきと判定した場合には帳簿価額を回収可能価額まで減額して減損損失を計上しております。回収可能価額は使用価値または正味売却価額のいずれか高い方の金額により測定しております。

当社は、「個別注記表12. 減損損失に関する注記」に記載のとおり、当事業年度において減損損失（7,678百万円）を計上しており、このうち7,383百万円は亜鉛製鍊事業に係る固定資産において計上されたものであります。回収可能価額は正味売却価額により算定しており、その算定における主要な仮定は、不動産については不動産鑑定士による鑑定評価額に基づいており、土地の比準価格、建物の再調達原価、土地及び建物の一体としての減価率などであります。また、動産については外部専門家による評価額に基づいており、対象資産における売却見込額であります。

当該見積り及び当該仮定について、将来の市況の変化等により見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において追加の減損損失（特別損失）が発生する可能性があります。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

##### (1) 担保資産及び担保付債務

###### ① 担保資産

建物	597百万円
構築物	949百万円
機械及び装置他	1,871百万円
土地	8,737百万円
計	12,155百万円

(注) 上記資産には銀行取引に係る根抵当権（極度額1百万円）が設定されております。

###### ② 担保付債務

1年内返済予定の長期借入金	469百万円
長期借入金	4,693百万円
計	5,162百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 17,877百万円

##### (3) 財務制限条項

財務制限条項については、「連結注記表5. 連結貸借対照表に関する注記（3）財務制限条項」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

##### (4) 保証債務等

###### ① 保証債務

次の関係会社について、将来の鉱山の閉山費用に対し債務保証を行っております。

CBH Resources Ltd. 2,637百万円

###### ② 偶発債務

###### (非鉄スラグ)

当社安中製錬所が過去に出荷した非鉄スラグの一部において、土壤汚染対策法の土壤環境基準を超過したこと並びに当社の管理不足により不適切な使用・混入がなされた可能性のあることが、調査の結果判明いたしました。今後も、当該非鉄スラグを回収、撤去するための費用負担が発生する可能性がありますが、現時点では計算書類に与える影響額を合理的に見積もることは困難であります。

(5) 関係会社に対する金銭債権、債務の金額（区分掲記したものを除く）

短期金銭債権	455百万円
長期金銭債権	4,776百万円
短期金銭債務	552百万円

(6) 土地再評価法の適用

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日改正）に基づき事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

「土地の再評価に関する法律」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に定める再評価の方法については、土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算定する方法により算出しております。

再評価を行った年月日 2000年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価が  
再評価後の帳簿価額を下回った場合の差額 1,497百万円

## 5. 損益計算書に関する注記

### (1) 関係会社との取引高

営業取引	
売上高	1,320百万円
仕入高	16,877百万円
営業取引以外の取引高	1,113百万円

### (2) 特別利益に関する事項

#### ① 関係会社事業損失引当金戻入額

関係会社事業損失引当金戻入額は、当社の連結子会社であるCBH Resources Ltd.における債務超過額が減少したことから、当該引当金を戻し入れたことによるものであります。

### (3) 特別損失に関する事項

#### ① 減損損失

減損損失については、「個別注記表12. 減損損失に関する注記」に記載のとおりです。

#### ② 事業再編損

事業再編損は、当社の亜鉛製錬事業の再編による希望退職制度の実施に伴う割増退職金や再就職支援費用等を計上したことによるものであります。

#### ③ 関係会社株式評価損

関係会社株式評価損は、当社の連結子会社であるCBH Resources Ltd.の株式を減損処理したことによるものであります。

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

### 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	7千株	0千株	-千株	7千株

(注) 自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

関係会社株式評価損	2,949百万円
関係会社債務保証損失引当金	1,687百万円
棚卸資産評価損	442百万円
減損損失	1,739百万円
貸倒引当金	2,415百万円
未払費用	65百万円
未払賞与	105百万円
繰延ヘッジ損益	177百万円
税務上の繰越欠損金	18,698百万円
その他	411百万円
繰延税金資産小計	28,694百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△18,698百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△9,217百万円
評価性引当額	△27,916百万円
繰延税金資産合計	778百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△0百万円
退職給付引当金(前払年金費用)	△172百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△6百万円
その他	△1百万円
繰延税金負債合計	△179百万円
繰延税金資産の純額	598百万円

(繰延税金負債)

再評価に係る繰延税金負債	△3,251百万円
--------------	-----------

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主	投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズⅦ号	東京都港区	(出資の総額)58,782(百万円)	投資	(被所有)直接22.9%	当社法人主要株主	第三者割当増資(注)	2,942	—	—
主要株主	JBO(AP)Ⅶ,L.P.	ケイマン諸島	(出資の総額)27,372(百万円)	投資	(被所有)直接10.7%	当社法人主要株主	第三者割当増資(注)	1,370	—	—
主要株主	APCP Ⅶ, L.P.	ケイマン諸島	(出資の増額)27,017(百万円)	投資	(被所有)直接10.5%	当社法人主要株主	第三者割当増資(注)	1,352	—	—

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 2025年2月27日の臨時株主総会決議に基づき、株式会社アドバンテッジパートナーズがサービスを提供する上記を含む6つのファンド及び株式会社辰巳商会に対して、2025年3月13日付の第三者割当増資により、A種優先株式を計3,000千株発行し、1株当たり1,000円、総額3,000百万円、B種劣後株式を計17,537千株発行し、1株当たり256.60円、総額4,500百万円で割り当てたものであります。発行価額はいずれも、割当先と慎重に交渉・協議を重ねた上、第三者である外部専門家による種類株式価値算定書等を総合的に勘案して決定しております。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	CBH Resources Ltd.	オーストラリア ニューサウス ウェールズ州 シドニー市	649 (百万豪ドル)	鉱山業	(所有) 直接 100%	資金の貸付 原料鉱石の購入	増資の引受(注)1 利息の受取(注)2 鉱石購入(注)3 債務保証(注)4	9,358 207 2,240 2,637	未収入金 破産更生債権等(注)5	10 4,221
子会社	東邦契島製錆 株式会社	広島県 豊田郡	10 (百万円)	鉛製錆	(所有) 直接 100%	資金の借入 鉛製錆の委託 役員の兼任	資金の借入 利息の支払(注)2 借入金の返済 製錆委託 業務委託料の受取	600 1 600 8,445 12	未収入金 立替金 未払費用	1 121 288

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 増資の引受は、CBH Resources Ltd. (以下、CBH社) が行った増資を全額引き受けたものであります。
2. 資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
3. 鉱石の購入については、市場相場を参考に取引条件を決定しております。
4. 当社は環境ボンドについて債務保証を行っております。
5. 同社への貸付金等について破産更生債権等として、4,221百万円の貸倒引当金を計上しております。
6. Abra Mining Pty Ltd.は、豪州会社法に基づく任意管理手続 (Voluntary Administration) 開始に伴い、当事業年度の期首より当社の関連当事者に該当しなくなったため、記載しておりません。

## 9. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表1. 重要な会計方針に係る事項(6)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	126円91銭
(2) 1株当たり当期純損失	240円57銭

## 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 12. 減損損失に関する注記

当事業年度において以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失
群馬県安中市	亜鉛製鍊事業資産	土地、建物、構築物、機械及び装置、その他	7,383百万円
群馬県藤岡市	電子部品事業資産	機械及び装置、建設仮勘定、その他	295百万円

当社の資産グループは、事業用資産においては管理会計上の区分ごとに、遊休・休止資産については個別単位でグルーピングしております。

「製鍊」セグメントにおいて、当社の事業再生計画の一環として、高コストな事業構造となっている亜鉛製鍊事業の主要設備を停止し、各種メタルの製品加工業及び亜鉛ダスト処理を中心とした金属リサイクル事業へ再編することを、2024年12月18日開催の取締役会において意思決定しました。これに伴い、亜鉛製鍊事業に係る資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は正味売却価額により算定しており、不動産については不動産鑑定士による鑑定評価額、動産については外部専門家による評価に基づいた売却見込額であります。

また、「電子部材・機能材料」セグメントにおける製造設備の一部について、遊休・休止資産となっており今後の稼働も見込めないことから、当該固定資産に係る帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は正味売却価額により算定しており、備忘価額により評価しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月27日

東邦亜鉛株式会社

取締役会御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 腰原 茂弘  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 須田 憲司  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東邦亜鉛株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東邦亜鉛株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月27日

東邦亜鉛株式会社

取締役会御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 腰原 茂弘  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 須田 憲司  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東邦亜鉛株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第126期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告

## 監査報告書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第126期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項（KAM）については、EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月27日

東邦亜鉛株式会社 監査等委員会

監査等委員 青野 豪 ㊞

監査等委員 中川 有紀子 ㊞

監査等委員 飯塚 茂 ㊞

(注) 監査等委員青野豪及び中川有紀子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上